

離婚時の厚生年金の分割制度

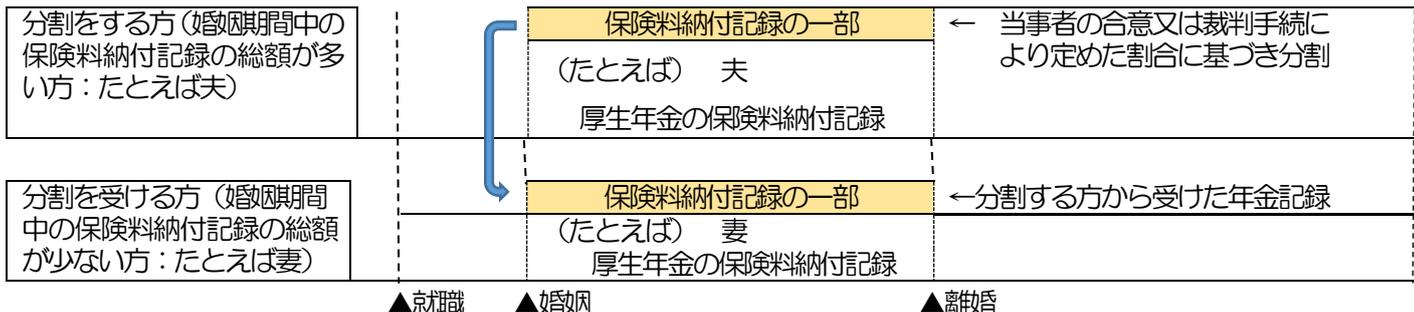
離婚等をしたときに厚生年金の標準報酬を当事者間で分割することができる制度には次の2つの制度があります。

- ・ 離婚時の厚生年金の分割制度（合意分割制度）
- ・ 離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金の分割制度（3号分割制度）

● 合意分割制度

平成19年4月1日以後に離婚された場合に、その婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度です。

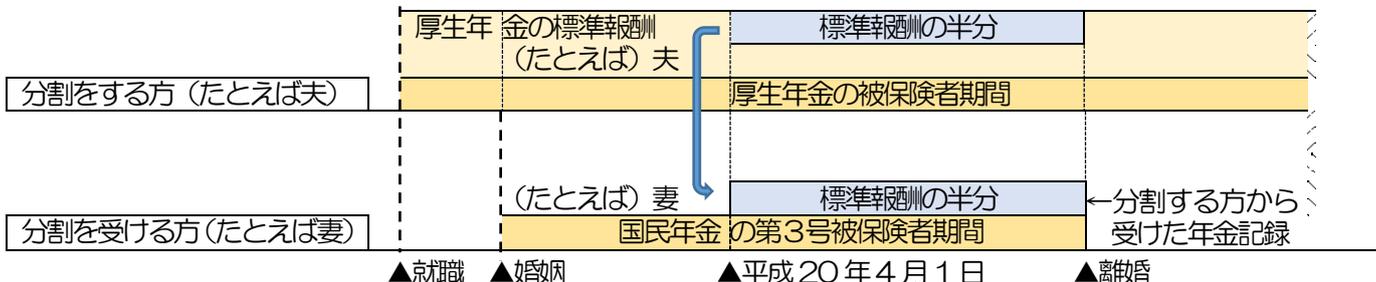
- ・ 婚姻期間中の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）があること。
- ・ 当事者双方の合意または裁判手続により按分割合を定めたこと（合意がまとまらない場合は、当事者の一方の求めにより、裁判所が按分割合を定めることができます）。
- ・ 請求期限（原則、離婚等をした日の翌日から起算して2年以内）を経過していないこと。



● 3号分割制度

平成20年5月1日以後に離婚された場合に、平成20年4月1日以後の「国民年金の第3号被保険者期間中」の相手方の厚生年金の標準報酬を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

- ・ 婚姻期間中に平成20年4月1日以後の国民年金の第3号被保険者期間中の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）があること。
- ・ 請求期限（原則、離婚等をした日の翌日から起算して2年以内）を経過していないこと。



● 合意分割制度と3号分割制度の主な相違点

	合意分割制度	3号分割制度
分割の対象となる離婚等	平成19年4月1日以後に①離婚した場合、②婚姻の取消をした場合、③事実婚の解消をしたと認められた場合	平成20年5月1日以後に①離婚した場合、②婚姻の取消をした場合、③事実婚の解消をしたと認められた場合、④離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情があると認められた場合
分割される対象	婚姻期間中の厚生年金の標準報酬	婚姻期間のうち、平成20年4月1日以後の、当事者の一方が第3号被保険者期間中の相手方の厚生年金の標準報酬
分割の方法	婚姻期間中の厚生年金の標準報酬が多い方から、少ない方に対して標準報酬を分割	第3号被保険者期間中に厚生年金の被保険者であった方から、第3号被保険者であった方に対して標準報酬を分割
分割の割合	当事者の合意又は裁判手続により定められた年金分割の割合	2分の1の割合（固定）
手続の方法	当事者の一方による請求	被扶養配偶者として第3号被保険者であった方による請求

● 合意分割と3号分割が同時に行われる場合

合意分割の請求が行われた場合、婚姻期間中に3号分割の対象となる期間が含まれるときは、合意分割と同時に3号分割の請求があったとみなされます。したがって、3号分割の対象となる期間は、3号分割による標準報酬の分割に加え、合意分割による標準報酬の分割も行われます。